

公共料金の取扱いについて

(3) 水道分担金 (本年10月1日以降に認定を受けたものから適用)

メーター口径	改定後	改定前
20mm以下	110,000円	108,000円
25mm	220,000円	216,000円
30mm	275,000円	270,000円
40mm	330,000円	324,000円
50mm	550,000円	540,000円
75mm	1,485,000円	1,458,000円



(4) し尿処理施設(びわ苑)使用料 (本年10月1日から適用)

一般廃棄物収集運搬許可業者のし尿、下水道汚泥等の搬入の際の施設使用料(納入義務者は、一般廃棄物収集運搬許可業者となります)

改定後	改定前
18リットルにつき53円	18リットルにつき52円

※各家庭等のし尿収集料金について、10月1日から消費税改定後の料金になります。

(新料金) 18リットルにつき192円 (旧料金) 18リットルにつき188円

※し尿収集の料金や収集依頼などについて、詳しくは

収集運搬許可業者 (有)オキカン島前営業所 電話: 6-1563までお問合せください。

(5) 道路占用料・漁港、港湾占用料・普通河川占用料

(本年10月1日以降に占有許可を受けたものから適用)

*許可期間1か月未満の道路等の占用料が、消費税改定後の額に変わります。

3. お問い合わせ先

ご不明の点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

西ノ島町役場 環境整備課 (管理係・上下水道係)

TEL 08514-6-1748 FAX 08514-6-0186



本年10月1日から

消費税法の改正に伴う

国と地方における社会保障の充実・安定化を図るための財源確保を行っていくため、平成28年に消費税法関係法の法律改正が行われました。これにより、令和元年10月1日から新税率10%に対応するため、町の公共料金のうち使用料及び占用料の一部で変更を行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 新税率を適用する使用料等

新税率を適用する使用料は、水道・下水道使用料、水道分担金及び占用料（道路、漁港、港湾、普通河川）です。適用時期は令和元年10月1日からで、詳細は次のとおりです。

2. 改正内容

今回の改正では、使用料等の本体金額は据置きとし、使用料等に加算される消費税相当額の税率を現行8%から新税率10%へ変更するものです。



(1) 水道使用料 5期分（令和2年1月検針分）から適用

区分	水量等	改定後	改定前
基本料金	8 m ³	1,676円	1,646円
メーター使用料	13mm	220円	216円
	20mm	330円	324円
	25mm	440円	432円
	30mm	572円	562円
	40mm	660円	648円
	50mm	1,540円	1,512円
超過料金	9 m ³ ~20 m ³	220円	216円
	21 m ³ ~40 m ³	231円	227円
	41 m ³ ~60 m ³	241円	237円
	61 m ³ ~	252円	247円
	船舶用	273円	268円
	製氷用	231円	227円
	臨時用	366円	360円

(2) 下水道使用料 5期分（令和2年1月検針分）から適用

区分	水量等	改定後	改定前
基本料金	8 m ³	1,257円	1,234円
超過料金	9 m ³ ~20 m ³	189円	185円
	21 m ³ ~40 m ³	209円	205円
	41 m ³ ~60 m ³	232円	227円
	61 m ³ ~	252円	247円